

た内容に関する質疑を行い、これを通して、志願者が派遣先の業務についてどれだけ具体的に・現実的なイメージを持ち、それにどのように参画しようと考えているかを確認している。仮に競合する希望者がいない派遣先の場合であっても、社会性に不安を覚える学生については、あえて派遣をしない方針をとっている。

第三に、上記の面接の前に、主要な派遣先の受入担当者を招いて、2日間およそ4時間をかけたエクスターンシップ内容説明会を実施している。この説明会自体は上記の事件が発生する前から実施されていたものであるが、従来は派遣先でのエクスターンの内容に関する簡単な説明が行われるに過ぎなかった。しかし、2年前からは各派遣先に従来の3倍程度の時間を与え、日常業務の内容や特徴、働く者に要求される特性などを中心に説明をお願いし、「お客さま」として受け入れられるのではなく、通常業務の「担い手」として働くという意識を持つことを強調して説明していただいている。

第四に、このエクスターンシップ内容説明会、そして派遣者が決まった後に行われる派遣決定者説明会において、エクスターンシップ・プログラムの担当教員である教務主任が、繰り返し守秘義務の遵守に関する確認を行っている。具体的には、本研究科に入学する時点で提出されている「誓約書」、エクスターンシップ・プログラムへの派遣時に改めて提出を求める「機密保持等誓約書」の関連部分を読み上げ、上記の事件についても言及したうえで、ツイッター、ブログ等については具体的な注意を喚起している。

このような派遣学生の選考と事前指導によって、少なくともこれまでのところ、守秘義務に抵触するような行動は見られない。しかし、先に指摘したように、学生を取り巻く社会一般の状況を見るならば、守秘義務の問題は常に意識して強調し続ける必要がある、プログラムを運営する側が気を抜けば、簡単に違反行動が生まれる可能性があることを強く留意しているところである。

## 結び

エクスターンシップ・プログラムは、学生が修得した法律知識を現場において展開する能力を養成するという役割に加えて、経験が不足しがちな学生を現場で訓練し、プロフェッショナルとして自立できる強かな社会性を身につけさせることに意義を持ち始めている。守秘義務についても、そうした観点を踏まえたくうえで、その遵守という大原則を学生に徹底することが重要であろう。その意味で、派遣に先立つ事前指導の充実が大きな意義を持つことは間違いない。本研究科では、先に説明した対応策に加えて、派遣先の業態や特性にたじて学生をグローバル化し、これを担当する教員を定めて、きめ細かな事前指導を行う体制を構築することを検討中である。こうした事前指導と現場での訓練を有機的に結びつけることができるならば、エクスターンシップ・プログラムは法科大学院の学生に対して、今以上に有効な教育ツールになるものと考えられる。また、それなくしては、守秘義務等の重要な原則を、確実に遵守させることは難しいとも思われる。

エクスターンシップ・シンポジウム

## 受入れ法律事務所の視点からの課題

—エクスターンシップの実践について—

渡辺彰悟（弁護士・早稲田大学大学院法務研究科客員教授）

### 1 いずみ橋法律事務所の特徴

私の経営するいずみ橋法律事務所は、2004年に法科大学院制度がスタートした当初から、早稲田大学の法科大学院学生をエクスターンシップで受入れてきた。当法律事務所は、難民事件を多数受任しており、個人開業の法律事務所としてはかなり特殊な部類になるかもしれない。難民事件が多いことから、外国人が関わる一般民事事件も非常に多数受任している。また、難民事件においては特にビルマ人難民申請弁護団の事務局も当法律事務所内に併設されているため、日常の弁護士業務に占める難民問題への関わりは他事務所には類を見ないものとなっているといえる。もちろん、日本国民が依頼者として当事務所の顧客となっている一般民事もあるが、早稲田大学の多くの学生が当法律事務所をエクスターンシップの希望先としているのは、当法律事務所のような特色を知っているゆえであるといえる。

### 2 エクスターンシップの意義

法科大学院が実施するエクスターンシップの意義は、やはりなんといっても動機付けであるといえる。この動機付けには二重の意味があり、第一は、法学を生きた学

問として学修する意欲を喚起することである。第二は、法科大学院学生が自分の目指す法曹像を明確にすることである。法科大学院の学生も、法学部の学生と同じように、日頃の机上の勉強では、生きた事象を勉学の素材として正面から取り組むことがない。したがって、エクスターンシップで法律事務所などに派遣されて、現実の依頼者に相對するわけであるから、そのことだけでも法科大学院学生にとっては新鮮であるわけである。

しかも、私の法律事務所が扱う事件の多くは外国人が関わるものである。多文化多民族のことを知ることにもつながり、その新鮮度は一層深いものであるといえる。また、その非日常ぶりも相当なものとして彼らの目には映るようです。

例えば、ちょうどエクスターンシップの学生がきていたときに、新件の相談が入った。相談者は夫婦（内縁）で、夫は難民申請者のビルマ（ミヤンマー）人で超過滞在者（非正規在留者）、妻は異なる国籍で彼女にも在留資格がない。そして何と、妻は毎月で10日後くらいに産を控えている状況だった。その夫婦の相談は“これからどうすればよいでしょうか”というものであった。私も、なぜこんな切迫した状況になる前に相談に来なかつたのか、ある意味

驚いたが、エクスター・ソングの学生に  
とっての衝撃は半端なものではなかったよ  
うである。夫婦ともども非正規在留でと  
かく日本で暮らしている、これだけでも十  
分に非日常の事柄であるし、しかも、別国  
籍、出産間近とあっては非日常よりは衝撃  
的ですからあった。普通ならなぜここで  
引く張って生活してしまっただかひとこ  
と言いたくなる場面である。そして、実際  
にこのような人たちを前にして、とにもか  
くにも法的な支援（出産後の出生届け・入  
管への在留資格取得申請等の手続、婚姻手  
続及び難民認定手続支援等々）を考えなけ  
ればならない。

また別のエクスター・ソングの機会に  
は、数年越しで在留資格の特別許可を求め  
ていた父子に対する在留特別許可が付与さ  
れたところに、たまたま立ち会うことので  
きた幸運な学生もいた。この父子は既に裁  
判で取訴が確定しており、入国管理局がそ  
の後の状況を勘案して退去強制令書発付処  
分を撤回して在留資格を付与するかどうか  
という状態にあった事案であった。地獄か  
ら天国に連れ上がった家族の姿を見るこ  
とで彼らの実際におかれた苦難を理解  
し、それを乗り越えた瞬間を目の当たりに  
することで、法曹実務家としての実践と、  
法的な支援を必要とする人々に対して寄り  
添うことの意味を捉えることが実感として  
できたのではないかと思う。

実際、過去のエクスター・ソング履修学  
生の感想として次のようなものがある。

「外国人には何事においても『在留資格  
の枠内のみ』という限定がつきまとうこと  
を実感した。どんなに日本で安定した生活

をしていたとしても、在留資格が失われれ  
ば、日本で築いたつながりを全て断ち切っ  
て自国に帰るべしという決定を突きつけら  
れる。個人の生活に、個人のレベルを超え  
た概念がいきなり介入してくる。…事務所  
にやってくる依頼者は生活費あふれる平凡  
な市民に過ぎなかった。等身大で接してみ  
れば、日本で生活を営んでいる彼らとの間  
に、我々日本人／彼ら外国人という区別は  
あまり意味がないと感じる。依頼者は、子  
どもの存在や母国の事情など、十人十色の  
事情を背景に、平穏な生活の維持を求めて  
やってくる。抽象論でなされがちな判断に  
待ったをかけて、そういった個別の事情を  
権利として取り込んで（条約等の力をかり  
て、正当に）個人の生活を守ることが、先  
生の取り組んでおられる仕事だと理解し  
た。」

「裁判所の下す判断を絶対的に信じ込む  
のではなく、より良く、より進んだ判断を  
追求すべきであるし、そのためには国内基  
準のみでなく国際基準の平均値をも参考に  
すべきであると思った。日本とその他の世  
界を分けて考えることもはや不可能であ  
る今、人間についても、人が恣意的に作っ  
た境界・制度によって人が苦しめられるこ  
とがある、という状況についての違和感を  
再認識させられた。」

これらの感想をみると、当事務所におい  
てエクスター・ソングを履修する学生に受  
け止めてほしい内容がしつかりと伝わっ  
ていることがわかる。それは私が彼らに伝え  
たというよりも、事件が、そして当事者が  
伝えてくるものにほかならない。生の事実  
の伝達力、百聞は一見にしかずということ

である。  
そして、このような生の事件に直接かか  
わることのできる仕事にかかわる資格に自  
分が挑戦しているのだという自覚をもつこ  
とで、今後の姿勢をさらに強固なものとし  
ることができると思う。

### 3 秘密保持の問題について

秘密保持の問題が今回の大きなテーマで  
あったが、私の担当したエクスター・ソング  
の学生については、これまでのところ秘  
密保持義務に関係した問題は発生してい  
ない。

もちろん、難民に関する事件等はブライ  
バシーというにとどまらず、迫害のおそれ  
を主張している人たちであるから、その情  
報の秘匿性は非常に高いと言えるし、外国  
人の退去強制事案では、いろいろな状況が  
あるので、その事案毎の状況を把握しなが  
ら当該当事者との話し合いにも参加するこ  
とになる。

その意味で、エクスター・ソングの実施  
が法曹倫理の基礎となる意義を持ちうるこ  
うなこともできよう。単なる興味本位での  
接触ではなく、当事者の状況（特に難民に  
とっての秘密保持は彼らの人生そのものを  
左右するというレベルのものであることは  
非常に認識しやすい）をしつかりと受け止  
めることによって、彼らの抱えている事情  
に対するブライバシー性とそれを保護する  
法曹としての資質を理解することである。

### 4 エクスター・ソングの限界

(1) 実施時期等からの限界  
これまで、エクスター・ソングの意義に

ついて記してきたが、実際には8月から9  
月の夏休みには実施されるエクスター・ソング  
には限界もある。

特に8月には法廷があまり開かれていな  
い。従って、裁判所での弁護士活動を見  
る機会はどうしても少なくなる。それ以外  
の点でも、夏休みということもあって準備  
中であつたりして、一つの案件に深く関与  
することはできないということもある。

そこで、一つの工夫として、せつかくの  
機会でもあるので、書面の起案を担当し  
てもらうことにしている。好例として挙げる  
ことができるのは、難民不認定処分取消訴  
訟や退去強制令書発付処分取消訴訟等  
の控訴理由書の起案等である。これらの案  
件の場合、事案全体の掌握力も求められ、  
かつ、法的な枠組みに関する思考も必要に  
なる。

実際、指導する弁護士としても、その内  
容の到達点というよりも、法的な枠組みに  
ついての検討と認識を通して、現在の実務  
の状況・問題点を理解してもらおうと考  
えているわけであるが、この取り組みは実務  
で要求されるレベルを知ってもらおう実質的  
な意義があると考えている。

(2) 法科大学院の学生であることによる  
限界

司法修習生と異なり法科大学院の学生  
は、諸手続への参加の上でいくつかの限界  
をもっている。

以前、難民審査参与員による口頭意見陳  
述と審査への立会いを認めて欲しいと入管  
に求めたことがあるが、口頭意見陳述（本  
人と代理人が一方的に意見を述べる場面）  
での立会いは認められたが、審査（参与員  
によるインタビューの場面）からは退席を

## 霞が関法科大学院生インターニッツの課題

新生 政信（人事院）

求められた。また、同様に退去強制手続の中で口頭審理手続への参加はまだ経験がないが、難しいのではないかと思われる。裁判所での一般民事上の弁論準備については、以前は難しかったと感じていたが、現在の運用は相手方の代理人弁護士が了解なら裁判所はかまわないというもので、和解の席上も法科大学院の学生の同席が認められた。

5 まとめ

以上のとおり、エクスターニッツは短期間でもあり、様々な限界をもってはいれるもの、それを上回る大きな意義を学生にも感じてもらえていると思うし、法曹というものの姿を真に感じてもらおう大きなチャンスでもある。

より質の高い教育と、社会が求める法曹を育成していく上でもより深く密度の高いものとしていく必要を感じている。

### 1 はじめに

法科大学院や公共政策大学院などの専門職大学院の設置等の新たな人材供給源に対応するとともに、行政課題が複雑化・高度化、グローバル化する中、効率的で質の高い行政運営を行うためには、公務部門に高い志をもつ多様な有為な人材を確保していくことが喫緊の課題である。インターニッツそれ自体は、直接採用活動に結びつくものではないが、有為で志の高い学生に公務現場を体験してもらおうことを通じて、行政に対する理解を深めてもらう意義のある機会である。

当初、公共政策大学院側から、公務に関心の高い者が多数入学しており、実際の現場で政策が形成される過程に触れること等を通じて、多面的な視点からの政策課題の把握・理解、解決策の検討、さらには実行可能性の検証などを直接体験させることは、効果的な教育機会であることから、インターニッツを是非実施して欲しいとの要請があったことを踏まえ、平成19年度から公共政策大学院生を対象とするインターニッツを実施している。

その後、法科大学院側からも、法科大学院在學生は、法科大学院で修得した知識と能力を、狭い意味での法曹（裁判官、検察

官、弁護士）だけでなく、企業法務や公務、さらに国際機関などで活用することが重要であると認識しており、公共政策大学院生インターニッツと同様に、法科大学院生にとっても政策形成過程などを実際に体験させることは大変効果的な教育機会であるので協力して欲しいとの要請があり、法科大学院生を対象としたインターニッツを平成21年度から実施している。

法科大学院生インターニッツは夏季と冬季の年2回、公共政策大学院生インターニッツは夏季の年1回、実施している。

### 2 法科大学院生インターニッツの概要

#### (1) 目的

将来、国の行政機関を含めた我が国のあるゆる分野で幅広く活躍することが期待される有為の法科大学院生に対して行政実務に係る就業体験の機会を付与することにより、法科大学院が教育の一環として行うエクスターニッツに協力するとともに、行政に対する理解を深めてもらうことを目的としている。

#### (2) 受入予定者の決定方法

1 人事院は各府省から申し出のあった研究課題、実習内容等を取りまとめ一覧と